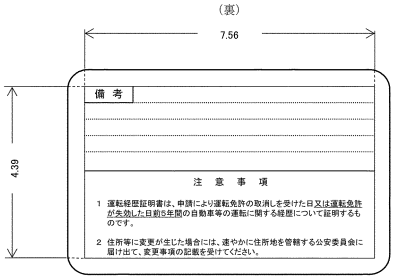
備考　表中［　］の記載は注記である。

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

［略］
備考　［１～11　略］ 12　この表において、ＡＴ限定大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。 13　この表において、ＡＴ限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。 14　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。 15　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　［略］



備考　１　表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

２　種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

３　備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

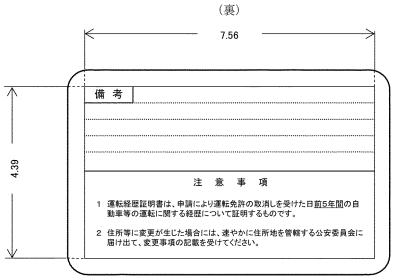
４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

［同上］
備考　［１～11　同上］ ［加える。］ 12　この表において、ＡＴ限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。 13　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。 14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　［同上］



備考　１　表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

２　種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

３　備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。